

# 保育士継続応援給付事業Q & A(事業者向け)

令和2年4月1日版

Q1	今回の祝い金の補助はどのような手続きが必要ですか。
回答	潜在保育士、新卒保育士の申請の場合は、採用した日から6ヶ月勤務した後、3年目、6年目保育士の場合は当該年度4月1日以後、交付申請書を提出いただき、補助金交付決定後速やかに対象保育士へ祝い金を支給し、那覇市へ実績報告書を提出してください。実績報告書の内容確認後、那覇市から園へ補助金を支給します。
Q2	対象保育士への祝い金の支給はどのように行えば良いですか。
回答	那覇市からの補助金交付決定後、給与を支払う際に合わせて一時金という形で支給をお願いします。対象保育士への支給後、実績報告書を提出してください。明細等で祝い金の金額を確認しますので、分かるよう他給与等と分けるようお願いします。
Q3	対象保育士の方は祝い金があるため、他の職員よりも処遇改善等加算Ⅰで支給する一時金等を少なくしても良いですか。
回答	今回の祝い金があるため、他の職員よりも処遇改善等加算Ⅰを少なくするという取扱はできません。その場合は、補助金の交付決定取消や、補助金の返還となります。
Q4	3年目、6年目の保育士について、3年目、6年目とはどのように換算しますか。(現在の施設での継続年数ですか。)
回答	保育士経験年数は、当該年度処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書(勤続年数算定表)で確認できる、現に勤務する施設・事業所の勤続年数と、その他の施設事業所の通算勤続年数の合計年数で換算します。現在の施設での継続年数だけではありません。
Q5	A保育園で採用された潜在保育士、新卒保育士を、6ヶ月経過前に同一法人のB保育園に異動させた場合、祝い金はどうなりますか。
回答	上記の場合、同一保育園で6カ月勤務する必要があるため、A保育園では申請できず、B保育園で6カ月勤務後に申請することとなります。
Q6	潜在保育士、新卒保育士が産休等で休んだ場合はどうなりますか。
回答	この事業は実際の勤務期間の合計で換算しますので、産休前と産休後に勤務した期間の合計が6ヶ月となった場合は対象となりますが、申請した後に出産のため一度退職した場合は支給の対象外となります。また、産休等の期間が長く祝い金の事業期間が終了した場合も対象外となります。 ※長期の病休等の場合も同様の取扱となります。
Q7	年度途中で追加で潜在保育士、新卒保育士を雇用した場合、申請はどのように行えば良いですか。
回答	年度途中で追加で潜在保育士、新卒保育士を雇用した場合は、採用から6か月後に交付申請を追加で提出してもらうこととなります。
Q8	年度途中で3年目、6年目になる方は対象でしょうか。

回答

当該年度4月1日時点で保育士経験年数が3年目、6年目の保育士が対象となるため、上記の場合は対象外です。なお、保育士経験年数は、当該年度処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書（勤続年数算定表）で確認できる合計年数で換算し、4月1日時点で3年1か月～11か月、6年1か月～11か月の方が対象となります。